

2016年(平成28年)5月10日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
地域密着型サービス事業者 様

藤沢市介護保険課長

地域密着型サービス事業所の同意による指定について(通知)

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成28年4月1日から、地域密着型通所介護が創設されました。

このことに伴い「平成28年4月1日以降、藤沢市の指定地域密着型サービス事業所を、市外の被保険者(以下「他市町村被保険者」といいます。)が利用を希望しているが、どうすればよいか」のお問い合わせが増えております。

そこで、指定地域密着型通所介護事業所を含む指定地域密着型サービス事業所の同意による指定について、別添のとおりご案内させていただきます。

具体的に、他市町村被保険者について、本市の指定地域密着型サービス事業所を利用したいという場合は、ケアマネジャーから、まず、保険者市町村にご相談ください。

また、逆に、本市被保険者について、他市町村の指定地域密着型サービス事業所を利用したいという場合は、保険者である本市にケアマネジャーからご相談ください。

以 上

事務担当：介護保険課(新館2階)

総務・給付担当

TEL 25 - 1111(内線)3141

FAX 23 - 5174

地域密着型サービスの同意による指定についての考え方

一 同意による指定とは

他市町村被保険者が、本市の指定地域密着型サービス事業所を利用することは、原則としてできませんが、例外的に、当該他市町村が本市に所在する事業所を指定することで、当該他市町村被保険者が当該事業所を利用することができます。

この、他市町村による事業所指定については、所在市町村である本市が、「保険者市町村が当該事業所を指定すること」について「同意」を行う必要があるため、このような事業所指定を「同意による指定」若しくは「同意指定」と呼んでいます。

同意による指定の流れは次のとおりです。

ケアマネジャーが事業所選定の段階で、本市に所在する指定地域密着型サービス事業所を他市町村被保険者に利用させたいという判断を行う。

ケアマネジャーは、利用希望者の保険者市町村に相談する。

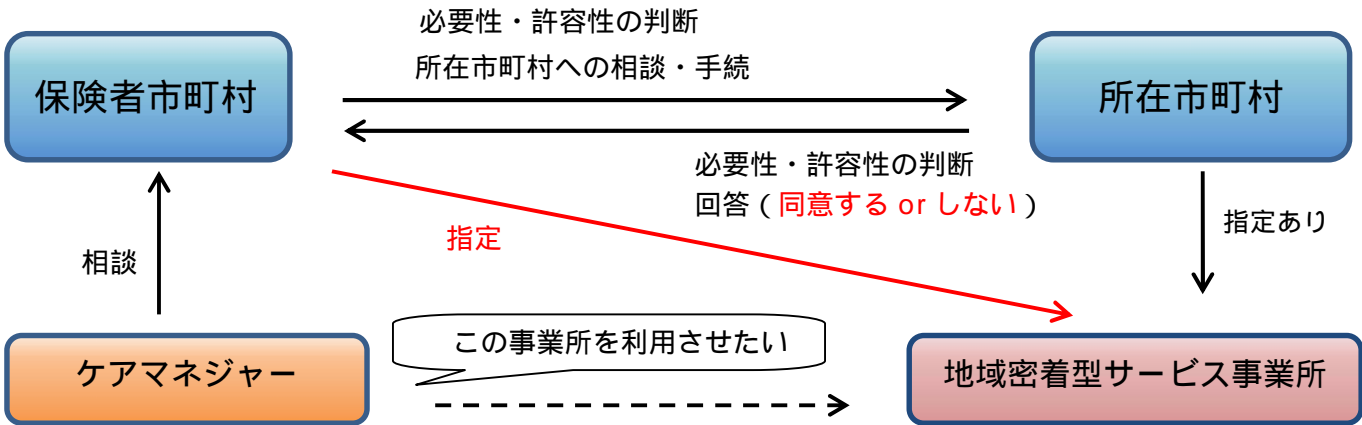
保険者市町村は、当該利用希望者が、市外の地域密着型サービス事業所である当該事業所を利用する必要性等があるか、判断する。

保険者市町村は、必要性等を認めた場合、所在市町村へ相談し、当該事業所を指定することについての所在市町村の同意を得る手続を行う。

所在市町村は、必要性及び許容性の判断を行う。

所在市町村は、保険者市町村へ、同意する旨又は同意しない旨の回答を行う。

同意を受けた場合、保険者市町村は、当該事業所を指定し、利用希望者は利用を開始することができる。



二 同意を行うか否かの判断の基準

本市が所在市町村として同意をするか否かの判断をする場合、サービス種別ごとに、次のような基準に基づいて、判断を行っております。

- 1 以下にいう「本市被保険者」には、特定地域密着型サービス((1)から(5)まで)については、本市に所在する施設に入所等している住所地特例対象者を含みます。
- 2 以下にいう「他市町村被保険者」には、上の の住所地特例対象者である他市町村被保険者は含みません。
- 3 なお、次の基準にかかわらず、既に同意による指定等によって当該事業所を利用している他市町村被保険者に係る指定に関しては、更新指定又は事業譲渡等による新規指定等について、認める場合があります。

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、指定事業者が少ないため、本市被保険者に安定的にサービス提供が行われるようになるまでは、本市被保険者のみ利用できることとする。従って、同意は行わない。

なお、市外の利用者については、他市町村(A市)に夜間対応型訪問介護の随時訪問を委託できる事業所があるときは、当該夜間対応型訪問介護事業所、本市、A市と協議の上、A市の指定を受けることで、オペレーションサービスによる随時訪問を委託できることとし、A市の被保険者も利用することができる。(一般的な同意指定ではない。)

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、指定事業者が少ないため、本市被保険者に安定的にサービス提供が行われるようになるまで、本市被保険者のみ利用できることとする。従って、同意は行わない。

(3) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、原則として、本市被保険者のみ利用することができるが、次に掲げる を全て満たした場合又は の場合は、他市町村被保険者の利用も認めることとし、同意を行う。

当該他市町村の指定地域密着型通所介護事業所が利用定員に達し受入れが困難である等の理由によって、当該他市町村被保険者が地域密着型通所介護の利用をすることができない場合

指定通所介護では、当該他市町村被保険者の利用目的が達せられない等の理由により、指定通所介護事業所の利用ができない場合。

本市の指定地域密着型通所介護事業所の受入れに余裕があると認められる場合

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)附則第20条の趣旨を類推すべきと判断できる場合その他制度移行の影響を考慮し必要と判断で

きる場合

(4)(介護予防)認知症対応型通所介護

(介護予防)認知症対応型通所介護は、原則として、本市被保険者のみ利用することができるが、次に掲げる 及び を満たした場合には、他市町村被保険者の利用も認めることとし、同意を行う。

当該他市町村に指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所がない、又は、指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所が利用定員に達し受入れが困難である等の理由によって、当該他市町村被保険者が(介護予防)認知症対応型通所介護の利用をすることができない場合

本市の指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の受入れに余裕があると認められる場合

(5)(介護予防)小規模多機能型居宅介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、事業者による頻繁な訪問も予定されていることから、本市被保険者のみ利用できることとする。従って同意は行わない。

(6)(介護予防)認知症対応型共同生活介護

(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、原則として、本市被保険者のみ利用することができるが、次の 及び を満たした場合には、他市町村被保険者の利用も認めることとし、同意を行う。

当該他市町村に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所がない、又は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所が利用定員に達し受入れが困難である等の理由によって、当該他市町村被保険者が(介護予防)認知症対応型通所介護の利用をすることができないが、利用者本人やその家族等の身体、生命等に危険が及ぶ可能性が高く、緊急措置的に本市の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所への入所しか方法がない場合

本市の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の受入れに余裕があると認められる場合

(7)地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者の入居が将来に向かって継続される可能性が高いことから、本市被保険者のみ利用できることとする。従って、同意は行わない。

(8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者の入居が将来に向かって継続される可能性が高いことから、本市被保険者のみ利用できることとする。従って、同意は行わない。